

## 群馬県経営力強化アシスト資金融資促進制度要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）の期限到来後も、未だ業績が回復せず、借入条件の変更を行っている中小企業者等の経営改善を図るために、国の全国統一制度である経営力強化保証を活用して、必要な資金の融資を促進し、県内中小企業者の経営力の強化に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる者（農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、生活衛生同業組合連合会、酒造組合中央会及び酒販組合中央会を除く。）であって、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）を行う中小企業者で県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

#### (2) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

### (貸付け)

第3条 県は、金融機関がこの要綱に基づき融資を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の7.13分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、知事が別に定める。

### (融資条件等)

第4条 この要綱に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 融資対象者

県内に事業所を有する中小企業者であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者

#### (2) 資金使途

設備資金（土地取得のための資金を除く。）及び運転資金（保証協会の信用保証を付している県制度融資（群馬県小口資金融資促進制度要綱で借換の対象としている資金を除く。）の既往債務借換のための資金を含む。）

ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る。

#### (3) 融資限度額

県制度融資（群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づいて行われた融資を除く。）の既往債務残高

ただし、新規融資や新規融資を含めた借換は6,000万円

#### (4) 融資期間

運転資金 5年以内（内据置1年以内）

設備資金 7年以内（内据置1年以内）

運転設備資金 7年以内（内据置1年以内）

ただし、借換の場合は、10年以内（内据置1年以内）とし、融資実行日から起算し、1年後の応答日までに1回目の償還日が到来することを要す。

#### (5) 融資利率（全て保証協会の経営力強化保証付き）

責任共有制度対象外 年2.05%以内

責任共有制度対象 年2.10%以内

#### (6) 信用保証

全て保証協会の経営力強化保証を付す

(7) 担保・保証人

金融機関等の定めるところによる。

ただし、借換の場合は、原則として、既往債務の融資条件に比べて中小企業者に不利にならない条件とする。

(8) 償還方法

年1回以上の元金均等分割償還

(申込手続)

第5条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、融資を希望する金融機関に当該金融機関及び保証協会の所定の融資及び保証の申込みを行うものとする。

(1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（保証協会所定）

(2) 事業計画書（申込人が策定したもの）

(3) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）

(4) 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書

(5) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書

(6) その他金融機関及び保証協会の指定する書類

2 前項の融資申込みが借換の場合は、融資申込みを受けた金融機関は、借換対象既往借入金整理表（別記様式第1号）（以下「整理表」という。）を作成し、保証依頼を行う際に保証協会に整理表を送付するものとする。

3 保証協会は、前項の整理表に必要な事項を記入し、その写しを知事に送付するものとする。

(事業計画書)

第6条 前条第2号に規定する事業計画書は、次の各号に掲げる内容を満たすもの又は含むものとする。

(1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌年度から3事業年度を最短期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。

(2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策

(3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(金融機関の責務及び報告)

第7条 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。

2 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。

3 金融機関は原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。

なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会に対し、提出するものとする。

4 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い)

第8条 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関独自で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、この要綱に基づく融資を行うことができる。

(保証承諾の報告)

第9条 保証協会は、この要綱に基づく融資について保証の承諾を行ったときには、その内容について知事に報告するものとする。

(指 導)

第10条 金融機関及び保証協会は、この要綱の目的をよく理解し、融資を促進するとともに、中小企業者に対して金融に関する指導に努めるものとする。

(期限前償還)

第11条 金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該融資を受けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 偽りその他不正行為により融資を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき。
- (3) 融資を受けて取得した施設又は設備を目的外に使用し、又は他に譲渡したとき。
- (4) この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(預託の停止)

第12条 県は、この要綱に基づく融資を受けた者が、前条各号のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

(損失補償)

第13条 県は、保証協会がこの要綱に基づく融資について保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額（元本に相当する金額に限る。）に対し、別に締結する契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとする。

(報告等)

第14条 知事は、必要があると認めたときは、この要綱に基づく融資を受けた者、金融機関及び保証協会に対して融資の状況等について、報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

(保証業務)

第15条 保証協会のこの要綱に基づく融資の保証業務については、この要綱に定めるもののほか保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(1)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に1年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(2)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に2年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 4 平成25年度にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 5 平成26年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 6 平成27年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 7 平成29年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「7. 13分の1」とあるのは、「8. 6

3分の1」とする。

- 8 平成28年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 9 平成30年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「7. 1 3分の1」とあるのは、「8. 6 3分の1」とする。
- 10 平成31年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「7. 1 3分の1」とあるのは、「8. 6 3分の1」とする。
- 11 令和2年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「7. 1 3分の1」とあるのは、「8. 6 3分の1」とする。
- 12 令和3年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「7. 1 3分の1」とあるのは、「8. 6 3分の1」とする。
- 13 令和4年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「7. 1 3分の1」とあるのは、「8. 6 3分の1」とする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成28年6月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行し、この要綱による改正後の群馬県経営力強化アシスト資金融資促進制度要綱の規定は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行し、この要綱による改正後の群馬県経営力強化アシスト資金融資促進制度要綱の規定は、平成30年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。